

令和6年度

委託設計書

課長	係長	審査者	設計者	技術監理課
第号	設計	令和6年8月 日	履行期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日 令和7年3月27日限り
科目				
款		項	目	節

(委託業務等名) 高速鉄道烏丸線レール探傷検査業務委託

(履行場所) 高速鉄道烏丸線

(予定委託料) —

内 訳 (業務委託価格) —

(消費税及び地方消費税相当額) —

京都市交通局

委託業務概要

本業務は、高速鉄道烏丸線におけるレール探傷検査業務の委託を行う

ものであり、委託内容は下記のとおりである。

記

1 一般部レール探傷検査

レール探傷検査 27.0 km

データ解析 1 式

2 分岐器内レール探傷検査

レール探傷検査(手押し式) 31 基

データ解析 1 式

高速鉄道烏丸線レール探傷検査業務委託

特 記 仕 様 書

令 和 6 年 8 月

京 都 市 交 通 局

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、高速鉄道烏丸線レール探傷検査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

(履行場所)

第2条 本業務の履行場所は、別図のとおり、烏丸線の本線における一般部及び分岐器とする。

(履行期限)

第3条 本業務の履行期限は、令和7年3月27日限りとする。

(用語の定義)

第4条 本仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりである。

- (1) 大型保守用機械とは、保守作業に使用する作業車のうち、トロリ以外の作業車で、自走式及び非自走式に区分される。
なお、発注者所管の大型保守用機械は、別表のとおりである。
- (2) トロリとは、保守作業に使用する作業車のうち、レールから容易に取り外すことができるトロ、ハンドカー、軌道自転車、軌道バイク等で、自走式及び非自走式に区分される。
- (3) 指揮者とは、運転者を指揮監督し、大型保守用機械及びトロリに関するすべての業務を処理する。
- (4) 運転者とは、指揮者の指揮を受け、大型保守用機械及びトロリの運転、取扱及び作業点検に従事する。

(業務概要及び内容)

第5条 本業務の概要は次のとおりとし、レール探傷に必要となる機器等は受注者が調達するものとする。

- (1) 一般部レール探傷検査 本線 27.0 km
- (2) 分岐器内レール探傷検査 本線分岐器 31基

2 本業務の内容は下のとおりである。

(1) レール探傷検査

レール探傷検査は、超音波による頭面からの連続した計測を行うものとし、レール片側当たりのチャンネル構成は、 $5\text{MHz} - 0^\circ$ 、 $2\text{MHz} - 45^\circ$ 前方、 $2\text{MHz} - 45^\circ$ 後方及び $2\text{MHz} - 70^\circ$ の4チャンネル同等以上とする。

検査にあたっては、以下の事項に注意して行うこと。

- ① データ・デポを使用する場合は、情報を正確に検知しているか、常に確認する。
- ② 定期的に探触子の超音波入射状況を確認する。
- ③ 曲線区間できしり音の発生が想定される区間では、きしり音対策を講じること。
- ④ レールに付着している油脂類がレール探傷検査に支障する恐れのある場合は、検査前に取り除くこと。
- ⑤ 検査箇所として、伸縮継目、クロッシング及びトングレール先端付近を除く。

(2) データ解析

データ解析については、以下のとおり行うものとする。

- ① レール探傷検査結果から異常箇所を確認し抽出する。
- ② 探傷データの処理（地点対応、異常画像の解析、確認調査）を行う。
- ③ データ解析の結果、再調査が必要な場合は検査を行う。
- ④ 検査結果の報告書を作成する。

(提出書類)

第6条 受注者は、発注者指定の提出図書様式により業務計画書等の書類を作成し、期限までに必要部数を提出するものとする。

2 前項の関係書類に変更が生じた場合は、変更書類を速やかに提出するものとする。

(業務主任技術者及び検査責任者)

第7条 受注者は、本業務における業務主任技術者及び検査責任者を選定し、業務主任技術者及び業務責任者の履歴及び業務歴記載の書類を発注者に提出しなければならない。

2 業務主任技術者は、契約図書に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものであり、本業務の内容を熟知し、技術上の管理を行うために必要な経験を有する者とする。

3 検査責任者は、本業務において、試験の計画・実施、試験結果の記録・分類・報告・判定等を行う者であり、J I S Z 2305に定める超音波探傷試験レベル2以上の資格を有する者でなければならない。本業務では、検査責任者を1人以上配置するものとする。

4 業務主任技術者と検査責任者は兼務することができる。

(業務日時)

第8条 本業務の作業日は、原則として、土曜日及び日曜日を除くものとする。

2 本業務の作業時間は、下のとおりとする。

(1) レール探傷検査

烏丸線の本線で実施するレール探傷の作業時間は、午前0時30分～午前4時30分（夜間）とし、時間内に後片付けを含めて一切の作業を終了しなければならない。

(2) その他の作業

竹田車両基地等の側線で実施する準備及び跡片付け等のその他の作業は、列車運行に支障しない範囲において、午前9時00分～午後5時00分（昼間）又は発注者の許可する時間に行うことができる。

(安全教育及び研修等)

第9条 受注者は、本業務の従事員に対し、業務内容及び現場に則した安全教育及び研修等を次の各号について実施し、速やかに書面にて発注者に報告するものとする。

なお、再委託業者がある場合は、その従事員も含めて実施するものとする。

- (1) 本業務内容等の周知徹底
- (2) 地下鉄工事請負者の保安心得、安全作業心得等による安全教育
- (3) 緊急時における対応等の周知徹底
- (4) その他、安全管理において必要な事項

(レール探傷検査を行う大型保守用機械又はトロリの持込み)

第10条 受注者は、レール探傷検査を行う大型保守用機械又はトロリを自らの責により調達して持込み(以下、「持込機械」という。)、検査を行うものとする。

(持込機械及び運転者の許可申請)

第11条 受注者は、持込機械を烏丸線で使用するにあたって、持込機械の名称・使用目的・使用期間・使用線区・運転者等を記した別紙「大型保守用機械・トロリ持込み許可申請書(第6号様式)」により発注者に申請し、許可を得なければならない。申請書には、持込機械の諸元表及び検査記録、運転者の運転資格証を添付するものとするものとし、持込機械の測定台車を含めて車両限界内であることを確認したうえで申請すること。

(持込機械の運転者に関する要件)

第12条 持込機械の運転者に関する要件は、前条の申請時点において、年齢が60歳未満で、身体機能(視機能、聴力、身体機能等)検査及び精神機能(クレペリン)検査の結果が業務を行うのに支障がないことを確認でき、かつ持込機械に関する発注者以外の鉄道事業者における運転資格を有するものとする。

2 持込機械がトロリの場合は、前項の要件のみで申請することができる。持込機械が大型保守用機械の場合は、前項の要件に加えて、烏丸線の大型保守用機械運転資格を有することが必要となる。

(持込機械の運搬)

第13条 持込機械の竹田車両基地への運搬は受注者で行うものとし、日時等については、発注者と打合せすること。

(持込機械の点検整備)

第14条 持込機械は、運転者が作業開始前に点検整備を行い、点検整備結果報告書を発注者に提出するものとする。

2 持込機械の点検整備に必要な工具や消耗品及び燃料は、受注者が自らの責任において調達すること。

3 光熱水費については、発注者が負担するものとする。

(発注者所管の大型保守用機械又はトロリの使用)

第15条 受注者は、持込機械の回送や運搬、移動に際して、発注者所管の大型保守用機械又はトロリ(以下「当局機械」という。)を使用することができる。

(当局機械の運転者に関する要件)

第16条 当局機械の運転者に関する要件は、年齢が60歳未満で、身体機能(視機能、聴力、身体機能等)検査及び精神機能(クレペリン)検査の結果が業務を行うのに支障がないことを確認でき、かつ烏丸線の大型保守用機械運転資格を有するものとする。

(当局機械の点検整備)

第17条 当局機械は、運転者が作業開始前に点検整備を行い、点検整備結果報告書を発注者に提出するものとする。

2 当局機械の点検整備に必要な工具や消耗品、燃料、光熱水費については、発注者が負担するものとする。

(持込機械及び当局機械の運転等)

第18条 運転者が持込機械及び当局機械を運転する場合は、発注者が必ず指揮者として添乗するものとする。

2 運転者は、指揮者の指示に従い、制限速度等を遵守し、特に競合作業区間を走行する場合は、安全確認のうえ、他業務の支障とならないように務めなければならない。

3 運転者が運転を含めて本業務に従事しているときは、運転資格認定証を携帯しなければならない。

4 当局機械に付属するクレーンを使用するものは、小型移動式クレーン技能講習以上の修了者でなければならない。

(軽微な変更)

第19条 本業務の実施にあたり、軽微な変更が生じた場合には、発注者及び受注者で協議のうえ、本契約の範囲内において、処理するものとする。

(緊急時の対処)

第20条 運転者は、持込機械又は当局機械の使用中に、異音、異臭その他の異常を感じたときは、直ちに調査し、その原因を取り除いた後でなければ運転を再開してはならない。

2 前項の調査の結果、指揮者が運転の継続に支障があると判断したときは、運転者は速やかに列車運行に支障しない場所へ退避させなければならない。

3 受注者は、前項について、書面にて速やかに発注者へ報告するものとする。

(受注者の過失及び補償)

第21条 受注者は自らの過失により、発注者の施設等に損傷等を与えた場合は、速やかに報告し、発注者の指示に従って自らの責により速やかに現状に復するものとする。

2 本業務の実施に伴って通常発生する物件等の毀損の補修および騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償は、受注者が行うものとする。ただし、臨時にして巨額なものは除く。

(当局所管の大型保守用機械一覧)

線区	大型保守用機械名称	分類	自走式・非自走式の区分 (機関の種類)
烏丸線	軌道モーターカー (NO.1 作業台付)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	軌道モーターカー (NO.2 クレーン付)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	軌道検測車 (MPV8E)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	三転ダンプトロ	軌道専用車	非自走式
	道床洗浄車	軌道専用車	非自走式
	レール運搬車	軌道専用車	非自走式
	鉄製トロ	軌道専用車	非自走式
	建築限界測定車	軌道専用車	非自走式
東西線	軌道モーターカー (NO.1 クレーン付)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	軌道モーターカー (NO.2 作業台付)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	軌道検測車 (MPV9E)	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	レール削正車	軌道専用車	自走式 (ディーゼルエンジン)
	三転ダンプトロ	軌道専用車	非自走式
	道床洗浄車	軌道専用車	非自走式
	レール運搬車	軌道専用車	非自走式
	鉄製トロ	軌道専用車	非自走式
	建築限界測定車	軌道専用車	非自走式

非自走式の大型保守用機械は軌道モーターカーにより牽引又は推進

令和 年 月 日

京都市交通局
 高速鉄道部 技術監理課長 様

〇〇〇〇〇〇株式会社
 責任者 〇〇〇〇

大型保守用機械・トロッポ持込み許可申請書

当社所管の大型保守用機械・トロッポの持込みについて、下のとおり申請します。

- 1 持込機械の名称 []
 添付書類 持込機械の諸元表 持込機械の検査記録等の写し
- 2 使用目的 []
- 3 使用期間 []
- 4 使用線区 [烏丸線 ・ 東西線]
- 5 運転者(持込機械が自走式の場合)

氏名	年齢 ^{※1}	クレペリン検査 ^{※2} 受検日(3年間有効)	当局の大型保守用機械運転資格 ^{※3}	
			資格番号	有効期限
		令和 年 月 日		令和 年 月 日

添付書類 当局以外の鉄道事業者における当該大型保守用機械・トロッポ運転資格証(資格証の写しを全員分添付すること)

※1 年齢
 申請時点において、年齢が60歳未満であること。

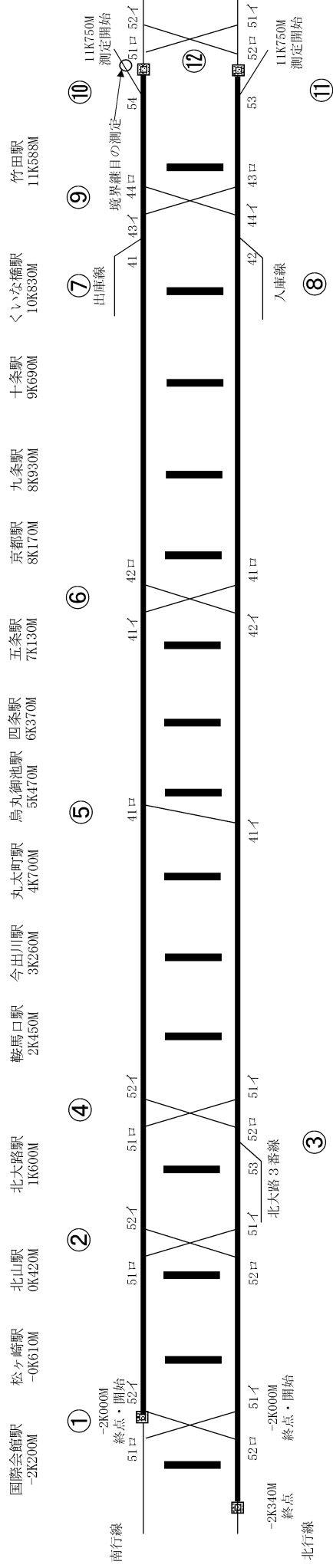
※2 クレペリン検査
 申請者において、鉄道に関する技術上の基準を定める省令第10条に基づき、適性検査を受検し、知識及び技能を十分に発揮できる状態であることを確認しています。

※3 大型保守用機械運転資格(当局)
 持込機械が大型保守用機械の場合、運転者は当局の大型保守用機械運転資格取得者であることが必須条件であるため、記載すること。
 (記載がない場合は運転者として許可できません。)
 持込機械がトロッポの場合、運転者は当局の大型保守用機械運転資格取得者であれば、講習が省略できるため、取得者については記載すること。

高速鉄道烏丸線 レール探傷検査 検査範囲図

別図

烏丸線

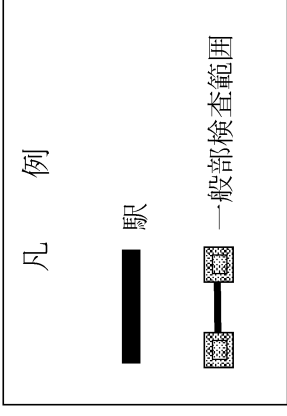


(1) レール探傷検査 (一般部) 国際会館～竹田 (下り線) : - 2 K 0 0 0 M ~ 1 1 K 7 0 0 M (分岐部除く)
 国際会館～竹田 (上り線) : - 2 K 3 4 0 M ~ 1 1 K 7 0 0 M (分岐部除く)
 計 L = 1 3 . 3 8 k m
 L = 1 3 . 6 4 k m
 2 7 . 0 k m

※ 国際会館駅 (下り線) は含まない。

(2) 分岐器内探傷検査

①	分岐器名称	数量
①	国際会館10#SC	4
②	北山10#SC	4
③	北大路8#外方	1
④	北大路10#SC	4
⑤	烏丸御池8#CO	2
⑥	京都10#SC	4
⑦	竹田8#片開き	1
⑧	竹田8#片開き	1
⑨	竹田10#SC	4
⑩	竹田10#片開き	1
⑪	竹田10#片開き	1
⑫	竹田8#SC	4
合 計		31



※⑩については、烏丸線と近鉄線境界部の継目部 (境界継目含む) までとする。
 ※⑪については、烏丸線と近鉄線境界部の継目部 (境界継目含まない) までとする。